

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	清華亭 耐震改修ほか保存修理工事 報告書作成業務
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	北電総合設計株式会社
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p>	
<p>本業務は、令和5年5月から令和5年12月までの期間で実施している「市指定有形文化財 清華亭 耐震改修ほか保存修理工事」で得られるさまざまな知見を貴重な資料として後世に伝えるため、当該工事の主要な工程ごとの記録写真を撮影するとともに、修理工事の概要、図面等による修理工事報告書を作成するものである。</p> <p>これらの業務は、撮影及び報告書作成に関する理解はもとより、当該工事に係る基本検討・実施設計の詳細及び工事の具体的内容やその過程、検討経緯等を踏まえなければ実施し得ないものである。</p> <p>そのため、当該業務は、令和4年度に実施した「清華亭耐震・保全改修工事实施設計」及び令和5年度に実施している「市指定有形文化財 清華亭 耐震改修ほか保存修理工事監理」の受託者により行う必要がある。</p> <p>なお、上記工事監理は、「設計内容・意図を適切かつ確実に施工業者へ伝達し、更に設計図書には表れない詳細箇所の調整を施工業者と行うことができる」として特命随意契約により当該選定業者に委託している。</p> <p>これらのことから、本業務を遂行できるのは、上述の業務を受託した当該選定事業者のみであり、契約の性質又は目的は競争入札に適しない。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>
	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号                  札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）</p>